舞鶴市　木質バイオマス搬出手続きガイド（個人・任意団体等）

個人・任意団体等

バイオマス証明材取扱者登録に必要な書類
発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者の登録申請書（様式第１号）
添付書類
・自主行動規範（様式第２号）

舞鶴市農林課

発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者登録書（様式第３号）

森林の伐採に必要な書類
伐採及び伐採後の造林の届出書
（保安林の場合は、伐採許可申請書を京都府へ提出）

伐採及び伐採後の造林の届出書　適合通知書
（保安林の場合は、京都府より保安林内間伐適合通知書）

木質バイオマスの搬出時に必要な書類
発電利用に供する木質バイオマス証明書（任意様式）
添付書類
・伐採及び伐採後の造林の届出書適合通知書等の写し（合法性書類）
・（施業者と森林所有者が異なる場合）
　森林施業に関する森林所有者との覚書等の写し
・その他事業者がバイオマス証明に必要とする書類

バイオマス事業者

精算書（バイオマス買取り書類）

木質バイオマス取扱実績報告（次年度４月末日まで）
発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告書
（様式第５号）
その他注意事項
・本事業に係る証明書、納品書および管理簿等の書類を５年間保管すること
・バイオマス証明材を保管する場合、バイオマス証明材とその他の廃棄物等を区別し、バイオマス証明材と判断できるように明示して保管すること
・伐採風景、バイオマス証明材の保管状況等事業に係る写真を残しておくこと

舞鶴市農林課

監　　査